

福岡県公報

令和元年11月12日
第 54 号

目次

告示(第404号-第412号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 自衛官の募集 (市町村支援課) …………… 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (自然環境課) …………… 3
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 (自然環境課) …………… 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8
- ### 公 告
- 河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管 (河川管理課) …………… 8
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) …………… 10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 11
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 11
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 11

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- ### 選挙管理委員会
- 政治団体の平成29年分収支報告書の要旨及び平成30年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) …………… 12

告 示

福岡県告示第404号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区大字小呂島 同上	池田 哲也 北川 幸治	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	小型特定漁業及び小型一般漁業
福岡市西区大字小呂島 同上	北川 寿人 北川 浩次	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船により営む漁業

福岡県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	飯 塚 停車場	前	飯塚市菰田西二丁目287番10先から 飯塚市菰田西一丁目264番11先まで	18.0 ～ 31.8	165.6
			後	飯塚市菰田西二丁目287番10先から 飯塚市菰田西一丁目264番11先まで	11.9 ～ 31.8	

福岡県告示第406号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和元年11月13日（水）から令和2年1月14日（火）まで

3 受験資格

(1) 自衛官候補生

18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

令和2年1月26日（日）～27日（月）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称

福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (旧 九州農政局 福岡地域センター 久留米支所庁舎) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位 置	名 称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地

福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第407号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和元年8月福岡県告示第193号）は取り消す。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市立花町上辺春字高倉7441（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高倉7441（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第408号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 清水山鳥獣保護区

(1) 区域

みやま市のうち、市道唐尾本吉線と市道黒岩山内線との交点を起点とし、同市道を東へ進み大観峠私道に接続し、同私道を南東へ進み旧瀬高町と旧山川町との境界線に至り、同境界線を南西へ進み県道飯江長田線に接続し、同県道を北へ進み市道イヤデ彼岸田線に接続し、同市道を北へ進み市道唐尾本吉線に接続し、同市道をさらに北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域はみやま市瀬高町（旧瀬高町）の南東部で旧山川町との境に位置している。この地域は常緑広葉樹の豊かな植生に恵まれ、野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2 古処山鳥獣保護区

(1) 区域

朝倉市及び嘉麻市のうち、国道500号と国道322号との交点を起点とし、同国道を北東へ進み秋月大橋に至り、主要地方道桂川下秋月線に接続し、同主要地方道を北西へ進み朝倉市と嘉麻市との境界線に至り、同境界線を東へ進み八丁峠を経て川底集落へ通じる里道に接続し、同里道を北東へ進み林道ウツギハラ線に接続し、同林道を北へ進み川底集落に至り、古処山に通じる旧林道に接続し、同林道を東へ進み長野集落を経て宇土浦へ通じる里道に接続し、同里道を北へ進み真名子集落に至り、林道南嘉穂1号線に接続し、同林道を東へ進み旧千手村と旧足白村との境界線に至り、同境界線を南東へ進み屏山の三角点（標高927メートル）に至り、同所から嘉麻市と朝倉市との境界線を東へ進み宇土浦越の歩道に至り、同歩道を南へ進み馬見林道に接続し、同林道を南へ進み江川ダム右岸の国道500号に接続し、同国道を東へ進み稗田橋に至り、市道蕨原・江川山1号線に接続し、同市道を西へ進み江川ダムの堤体上を經由して国道500号に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当区域は、県のほぼ中央部に位置し、古処山を中心とした山地と江川ダム貯水池で占められている。江川ダム近郊ではクマタカの生息が確認されているほか、豊かな生態系が維持されており野生鳥獣、特に鳥類の生息数が多く、植生、地形などが野生鳥獣の生息に適しているため、森林鳥獣保護区として野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3 石峰山鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市若松区のうち、市道本町小竹1号線と国道199号との交点を起点とし、同国道を西へ進み鴨生田交差点に至り、主要地方道北九州芦屋線に接続し、同主要地方道を西へ進み二島西公園入口交差点に至り、同交差点を右折して、市道鴨生田頓田1号線を北へ進み市道頓田2号線に接続し、同市道を北へ進み市道頓田48号線に接続し、同市道を西へ進み市道竹並2号線に接続し、同市道を北へ進み市道竹並21号線に接続し、同市道を北へ進み市道竹並18号線に接続し、同市道を北へ進み市道頓田竹並1号線に接続し、同市道を東へ進み県道頓田二島線に接続し、同県道を南へ進み花房小学校前に至り、同小学校前から左折して市道小竹55号線に接続し、同市道を北へ進み国道495号に接続し、同国道を東へ進み市道本町小竹1号線に接続し、同市道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地は、北九州市若松区に位置し、広葉樹を中心とした森林地帯となっている。この自然豊かな地域には数多くの野生鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域となっているため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4 八木山鳥獣保護区

(1) 区域

飯塚市のうち、国道201号と飯塚市と糟屋郡篠栗町との境界線との交点を起点とし、同境界線を北西へ進み宮若市と飯塚市との境界線に至り、同境界線を北東へ進み県道八木山若宮線に接続し、同県道を南東へ進み国道201号に接続し、同国道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から
令和11年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地は、豊かな生態系が維持されており野生鳥獣、特に鳥類の生息種が多く、植生、地形などが野生鳥獣の生息に適しているため、鳥獣保護区の存続期間を更新し、引き続き当該地域に生息する野生鳥獣の保護を図る必要がある。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

福岡県告示第409号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条

第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 久留米特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

久留米市のうち、国道209号と県道安武本国分線との交点（西町十二軒屋）を起点とし、同県道を北東へ進み国道3号に接続（苅原交差点）し、同国道を北へ進み県道藤山国分一丁田線に接続し、同県道を南東から南へ進み九州自動車道に接続し、同自動車道を南西へ進み国道3号に接続し、同国道を南へ進み久留米市と八女郡広川町との境界線に接続し、同境界線を西へ進み久留米市、広川町及び筑後市との境界線分岐点に至り、久留米市と筑後市との境界線を西へ進み国道209号に接続し、同国道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から
令和11年11月14日まで

2 福智町神崎特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡福智町のうち、町道飯土井田ノ口線と町道神崎南木線との交点を起点とし、同町道を南へ進み福智町と田川郡糸田町との境界線に接続し、同境界線を西へ進み福智町、糸田町及び飯塚市との境界線分岐点に至り、福智町と飯塚市との境界線を北西へ進み御手水谷の入り口に至り、同谷を東へ進み主要地方道添田赤池線に接続し、同主要地方道を北西へ進み町道飯土井田ノ口線に接続し、同町道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から
令和11年11月14日まで

3 相島特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糟屋郡新宮町相島全域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

4 芥屋特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糸島市志摩町のうち、志摩中学校正門前を起点とし、正門前の里道を南へ進み芥屋ゴルフ場境界線に接続し、同境界線を南西へ進み扇ノ浦溜池北側の市道岩崎・八熊線に接続し、同市道を南西へ進み市道西貝塚線に接続し、同市道を北西へ進み同市道終点を経て里道に接続し、同里道を北へ進み芥屋ゴルフ場境界線に接続し、同境界線を西へ進み市道松原・岐志松原線に接続し、同市道を北西へ進み市道芥屋3号線に接続し、同市道を南西へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み県道芥屋大門公園線との交点に至り、同主要地方道を東へ進み市道小金丸線に接続し、同市道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

5 若松特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市若松区のうち、国道199号と市道本町小竹1号線との交点を起点とし、同市道を北西へ進み国道495号に接続し、同国道を北西へ進み脇之浦漁港に通じる市道小竹99号線に接続し、同市道を北西に進み浦ノ神橋を経て埋立地防波堤護岸に至り、同防波堤護岸を北東へ約2,100メートル進み更に北へ約2,150メートル進み響灘東部地区の北西端に至り、同端から東へ約650メートル進み響灘臨海工業団地の防波堤護岸に至り、同防波堤護岸を東へ進み洞海湾の防波堤を経て干潮時海岸線を南へ進み国道199号に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

6 合所ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

うきは市のうち、合所ダム堤体上のダム管理用道路（右岸）と県道朝田日田線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道栗木野・探野線（栗木野橋）に接続し、同市道を南西へ進み市道落合・栗木野線に接続し、同市道を北西へ進み林道荒平線に接続し、同林道を北へ進み合所ダム管理用道路（左岸）に接続し、同管理用道路を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

7 湯川山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡岡垣町のうち、県道原海老津線と国道495号線との交点を起点とし、同国道を南西へ進み町道湯川・内浦線に接続し、同町道を北西へ進み県道岡垣玄海線に接続し、同県道を南東へ進み県道原海老津線に接続し、同県道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

8 本庄池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都郡みやこ町のうち、町道大坂・内垣線と町道本庄・高座線との交点を起点とし、町道本庄・高座線を南へ進み町道池ノ下・椎ノ木線に接続し、同町道を南西へ進み町道上高屋・大熊線に接続し、同町道を西へ進み県道津野犀川線に接続し、同県道を北へ進み町道大坂・内垣線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

9 花鶴川河口特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

古賀市のうち、春分の日及び秋分の日の日潮時海岸線（以下「干潮時海岸線」という。）と古賀西小学校の校舎西側の里道の延長線との交点を起点とし、同里道を南東へ進み市道汐入花見線に接続し、同市道を南へ進み市道鹿部81号線に接続し、同市道を南西へ進み市道古賀131号線に接続し、同市道を北西へ進みその延長線と干潮時海岸線との交点に至り、干潮時海岸線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

10 永満寺地区特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

直方市のうち、市道永満寺②18号線と市道永満寺46号線との交点を起点とし、同市道を東へ進み紅葉の森、中小企業大学校及び工芸の村との境界線に接続し、同工芸の村境界線から市道永満寺42号線に接続し、同市道を北西へ進み福智山ろく花公園の境界線に接続し、同境界線を北西から西へ進み、永満寺公園の境界線に接続し、同境界線を西から北へ進み、福持池の境界線に接続し、同境界線を東へ進み福智山ろく花公園の境界線に接続し、同境界線を東へ進み市道永満寺②19号線に接続し、同市道を東へ進み市道永満寺45号線に接続し、同市道を北東へ進み市道永満寺42号線に接続し、同市道を北へ進み市道永満寺46号線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

11 上陽特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

八女市のうち、八女上陽ゴルフ倶楽部用地全域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

12 東徳永特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、主要地方道椎田勝山線と市道大無田・郡塚線との交点を起点とし、同市道を北東へ進み、市道東徳永12号線に接続し、同市道を北東へ進み、市道狩矢・大無田線に接続し、同市道を北東へ進み、JR日豊本線に接続し、同鉄道を南東へ進み行橋市と築上郡築上町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み行橋市、築上郡築上町及び京都郡みやこ町との境界線分岐点に至り、行橋市と京都郡みやこ町との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

13 いこいの森特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都郡みやこ町のうち、町道大坂・内垣線と町道下高屋・野口線との交点を起点とし、町道下高屋・野口線を北へ進み県道下深野犀川線に接続し、同県道を北東へ進み町道久富・末江線に接続し、同町道を南へ進み町道大坂・内垣線に接続し、同町道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

14 塚田溜池周辺特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡岡垣町のうち、町道浜田・黒山線と国道495号線との交点を起点とし、同国道を西へ進み、町道西黒山・糠塚線と接続し、同町道を北東へ進み、町道浜田・黒山線と接続し、同町道を南東へ進み、起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和元年11月15日から

令和11年11月14日まで

福岡県告示第410号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字イボメ口3642の1、3783の2、3785の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字イボメ口3642の1・3785の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第411号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

八女市矢部村北矢部字橋掛9490の3・9495の6（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第412号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木志波字奥ノ丸2982の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

公 告

公告

名柄川水系名柄川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

令和元年11月12日

河川管理者
福岡県知事 小川 洋

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶1隻 船舶番号：290-22489福岡
- 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - 保管した工作物の放置されていた場所
二級河川名柄川水系名柄川
福岡市西区小戸地先の河川区域内（興徳寺橋から河口までの左岸）
 - 当該工作物を除却した日時
平成30年3月7日（水曜日）午前10時00分から正午まで
平成30年3月12日（月曜日）午前10時00分から正午まで
- 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 当該工作物の保管を始めた日時
平成30年3月22日（木曜日）午前11時00分
 - 保管の場所
福岡市中央区福浜一丁目 福浜海岸
- 保管した工作物を返還する場合の手續並びに手續を行う期間及び場所
 - 保管した工作物を返還する場合の手續
返還を受ける者は、6の場所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明する書類を提示すること。
なお、当該工作物の除却、保管その他措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により所有者等の負担とする。
 - 手續を行う期間及び場所
返還の手續は、この公告の日から5の保管期限までの毎日（ただし、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日を除く。）、午前9時00分から午後4時00分まで、6の場所で行う。
- 当該工作物の保管期限

令和2年5月13日（水曜日）

上に掲げる保管期限までに当該工作物を所有者等に返還することができないときは、河川法第75条第10項の規定により当該工作物の所有権は福岡県に帰属し、当該工作物について売却又は廃棄を行うこととする。

- 問い合わせ先
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県県土整備部河川管理課管理係
電話 092-643-3666

公告

三潞南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
宮崎 茂一	大川市大字本木室799番地

公告

築上郡吉富町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
是木 輝義	築上郡吉富町大字直江158番地1

2 退任監事

氏名	住所
中山 國勇	築上郡吉富町大字小犬丸 98 番地 3

3 就任理事

氏名	住所
是石 章	築上郡吉富町大字直江 145 番地 1

4 就任監事

氏名	住所
中家 哲生	築上郡吉富町大字小犬丸 34 番地 2

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年10月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス久留米国分店
- (2) 所在地 久留米市国分町1327番1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 芳野 秀俊 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	エムエル・エステート株式会社 代表取締役 芳野 秀俊 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第235回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

令和元年11月26日 13時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9番15号

福岡県中小企業振興センター 401会議室

3 予定議案

- (1) 朝倉筑前都市計画及び福岡広域都市計画下水道の変更（福岡県決定）
- (2) 久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画下水道の変更（福岡県決定）

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区山路一丁目ほか	令和元年10月17日から 令和元年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点復旧測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
久留米市三潆町田川 地内	令和元年10月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
遠賀郡芦屋町	令和元年8月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	令和元年8月30日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字南里字ヒサゲ19番1、19番6、20番1、20番2、20番6、20番7、21番1、21番5及び21番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町南里二丁目5番10号

鬼塚 剛介

糟屋郡志免町王子一丁目5番13号

稲永 俊明

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、希望の党福岡県衆議院第2選挙区支部、自由民主党福岡県第一選挙区支部、自由民主党福岡県第十選挙区支部、自由民主党福岡県第七選挙区支部、自由民主党福岡県第二選挙区支部、いなとみ修二後援会、井上貴博後援会、鬼木誠後援会、こくぶ徳彦後援会、筑豊電気鉄道交通政策研究会及び八女政治経済同志会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成29年分収支報告書の要旨及び平成30年分収支報告書の要旨（平成30年11月福岡県選挙管理委員会告示第4047号）の一部を、次のとおり改める。

令和元年11月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成29年分収支報告書の要旨中、希望の党福岡県衆議院第2選挙区支部の項を次のとおり改める。

2 希望の党福岡県衆議院第2選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 福富 修二 衆議院議員 30.02.02
1 収入総額	17,695,867
本年収入額	17,695,867
2 支出総額	2,682,420
3 本年収入の内訳	
寄附	17,635,867
個人分	17,000,000
政治団体分	635,867
その他の収入	60,000
一件十万円未満のもの	60,000
4 支出の内訳	
経常経費	1,427,071
人件費	640,315
光熱水費	25,040
備品・消耗品費	255,574
事務所費	506,142
政治活動費	1,255,349

組織活動費	123,450	
機関紙誌の発行その他の事業費	487,840	
宣伝事業費	487,840	
その他の経費	644,059	
5 寄附の内訳		
【個人分】		
福富 修二	17,000,000	福岡市南区
【政治団体分】		
民進党福岡県第2区総支部	635,867	福岡市城南区

平成29年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第一選挙区支部の項を次のとおり改める。

100 自由民主党福岡県第一選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 井上 貴博 衆議院議員 30.05.31	
1 収入総額	48,514,809	
前年繰越額	12,960,503	
本年収入額	35,554,306	
2 支出総額	26,069,552	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(94人)	95,700
寄附	7,890,000	
団体分	20,000	
政治団体分	7,870,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	27,500,000	
自由民主党本部	27,000,000	
自由民主党福岡県第五選挙区支部	300,000	
自由民主党福岡県支部連合会	200,000	
その他の収入	68,606	
一件十万円未満のもの	68,606	
4 支出の内訳		
経常経費	11,517,659	
人件費	7,604,382	
光熱水費	145,021	
備品・消耗品費	482,907	
事務所費	3,285,349	
政治活動費	14,551,893	
組織活動費	464,482	
選挙関係費	7,787,411	
寄附・交付金	6,000,000	
その他の経費	300,000	
5 寄附の内訳		
【団体分】		
年間五万円以下のもの	20,000	
【政治団体分】		
為公会	1,000,000	東京都千代田区
志公会	1,000,000	東京都千代田区
福岡県病院医療問題懇談会	300,000	福岡市南区
福岡県医師連盟	1,000,000	福岡市博多区
福岡商工連盟	100,000	福岡市博多区
日本商工連盟福岡地区	100,000	福岡市博多区
日本医師連盟	1,000,000	東京都文京区
福岡県トラック事業政治連盟	300,000	福岡市博多区
福岡県宅建政治連盟	100,000	福岡市東区
全国石油政治連盟福岡県支部連合会	200,000	福岡市博多区
九州北部税理士政治連盟	200,000	福岡市博多区
福岡県歯科医師連盟	500,000	福岡市中央区
福岡県薬剤師連盟	300,000	福岡市博多区
福岡市医師連盟	1,000,000	福岡市早良区
井上貴博後援会	300,000	福岡市博多区
T K C九州政経研究会	100,000	福岡市中央区
T K C全国政経研究会	100,000	福岡市中央区
日本医療法人連盟	100,000	東京都新宿区
年間五万円以下のもの	170,000	東京都千代田区

平成29年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第十選挙区支部の項を次のとおり改める。

105 自由民主党福岡県第十選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 山本 幸三 衆議院議員 30.04.25	
1 収入総額	53,975,341	
前年繰越額	4,204,532	
本年収入額	49,770,809	
2 支出総額	49,122,618	
3 本年収入の内訳		
寄附	20,546,000	
個人分	2,170,000	

団体分	6,916,000	
政治団体分	11,460,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	27,000,000	
自由民主党本部	27,000,000	
その他の収入	2,224,809	
家賃分担金 (H29.1.16)	554,850	
家賃分担金 (H29.4.6)	557,010	
家賃分担金 (H29.7.13)	557,010	
家賃分担金 (H29.11.10)	555,930	
一件十万円未満のもの	9	
4 支出の内訳		
経常経費	23,833,335	
人件費	16,258,959	
光熱水費	427,193	
備品・消耗品費	2,414,016	
事務所費	4,733,167	
政治活動費	25,289,283	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	3,576,000	
選挙関係費	3,000,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,665,588	
宣伝事業費	2,665,588	
調査研究費	1,188,000	
寄附・交付金	14,316,000	
その他の経費	4,119,695	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
松尾 紀子	60,000	福津市
内田 英樹	60,000	山口県下関市
香川 栄喜	100,000	北九州市小倉北区
中川 博迪	1,000,000	東京都港区
藤川 映枝	500,000	北九州市小倉北区
中野 昌治	60,000	北九州市小倉北区
年間五万円以下のもの	390,000	
〔団体分〕		
(有) キャストクラブ	60,000	山口県下関市
(株) 船津工房	60,000	行橋市
(株) タイヨーデンタル	60,000	山口県下関市
(有) ヒュームラボ	60,000	大分県別府市
(株) ニューセラデンタル	60,000	大分県別府市
安達技研 (有)	60,000	大分県豊後高田市
(有) サンエイデンタル	60,000	大分県中津市
(株) 花水セラミックデンタル	60,000	糟屋郡篠栗町
(株) 福岡マイスターラボ	60,000	福岡市博多区
デンタルシステム (株)	60,000	北九州市八幡西区
(株) 大ーラボ	60,000	大分県大分市
(有) プレス	60,000	大分県大分市
(株) ヒサセラ	60,000	千葉県習志野市
(株) フィールドデンタルラボラトリ	60,000	東京都文京区
(株) コスミック恵歯研	60,000	長野県飯田市
サンヨー工機 (株)	120,000	田川市
(株) 西村組	120,000	行橋市
(株) ボナー	120,000	北九州市小倉北区
佐藤食品 (株)	60,000	行橋市
(株) 中組	860,000	北九州市小倉北区
アートサービス (有) 白石歯科	120,000	北九州市小倉北区
(社福) 一樹会	110,000	北九州市小倉北区
みのにまゴルフクラブ (有)	120,000	行橋市
(株) 高田不動産	120,000	北九州市小倉北区
久一建設 (株)	2,000,000	北九州市小倉南区
(株) 新大倉	1,000,000	北九州市小倉北区
(株) トレップ	300,000	福岡市南区
(株) アルファ	300,000	福岡市南区
(株) 田園興産	300,000	福岡市南区
年間五万円以下のもの	366,000	北九州市小倉北区
〔政治団体分〕		
日本薬剤師連盟	1,400,000	東京都新宿区
日本商工連盟北九州地区	100,000	北九州市小倉北区
税理士による山本幸三後援会	500,000	北九州市小倉北区
福岡県薬剤師連盟	500,000	福岡市博多区
福岡県医師連盟	1,000,000	福岡市博多区
福岡県宅建政治連盟	100,000	福岡市東区
福岡県歯科医師連盟	500,000	福岡市中央区
福岡県トラック事業政治連盟	500,000	福岡市博多区
北九州市医師連盟	1,000,000	北九州市小倉北区
T K C全国政経研究会	200,000	東京都新宿区
T K C九州政経研究会	200,000	福岡市中央区
日本不動産鑑定士政治連盟	300,000	東京都港区
北九州地区トラック事業政治連盟	500,000	北九州市小倉北区
全国配置業政治連盟	100,000	富山県富山市
日本業業政治連盟	1,300,000	東京都中央区
山尊会	2,000,000	北九州市小倉北区
日本医療法人連盟	100,000	東京都千代田区
年間五万円以下のもの	1,160,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第七選挙区支部の項を次のとおり改める。

106 自由民主党福岡県第七選挙区支部			
国会議員関係政治団体の区分		法第十九条の七第一項第一号	
公職の候補者の氏名		藤丸 敏	
公職の候補者に係る公職の種類		衆議院議員	
報告年月日		30.05.31	
1 収入総額		92,273,771	
前年繰越額		9,464,983	
本年収入額		82,808,788	
2 支出総額		82,983,131	
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(1109人)		1,025,750
寄附		49,741,944	
個人分		3,030,000	
団体分		4,660,000	
政治団体分		42,051,944	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		27,000,000	
自由民主党本部		27,000,000	
その他の収入		5,041,094	
大牟田国政報告会会費		2,816,000	
みやま市国政報告会会費		899,000	
柳川市国政報告会会費		1,326,000	
一件十万円未満のもの		94	
4 支出の内訳			
経常経費		48,058,826	
人件費		31,353,784	
光熱水費		748,597	
備品・消耗品費		6,447,851	
事務所費		9,508,594	
政治活動費		34,924,305	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕		8,400,000	
組織活動費		16,603,766	
選挙関係費		6,269,097	
機関紙誌の発行その他の事業費		2,601,442	
機関紙誌の発行事業費		1,039,500	
宣伝事業費		1,561,942	
寄附・交付金		9,450,000	
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
松丸 廣幸		300,000	兵庫県姫路市
藤丸 敏		2,700,000	大牟田市
年間五万円以下のもの		30,000	
〔団体分〕			
(株) イノウエハウジング		240,000	八丈市
社団法人 全国ハイヤー・タクシー協会		400,000	東京都千代田区
日本医療法人連盟		100,000	東京都千代田区
年間五万円以下のもの		3,920,000	
〔政治団体分〕			
宏池政策研究会		5,000,000	東京都千代田区
日本医師連盟		2,500,000	東京都文京区
福岡県医師連盟		1,000,000	福岡市博多区
福岡県歯科医師連盟		500,000	福岡市中央区
全国宅建政治連盟		500,000	東京都千代田区
福岡県トラック事業政治連盟		300,000	福岡市博多区
福岡県薬剤師連盟		300,000	福岡市博多区
全日本トラック事業政治連盟		500,000	東京都新宿区
藤丸至誠会		30,941,944	大牟田市
年間五万円以下のもの		510,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第二選挙区支部の項を次のとおり改める。

107 自由民主党福岡県第二選挙区支部			
国会議員関係政治団体の区分		法第十九条の七第一項第一号	
公職の候補者の氏名		鬼木 誠	
公職の候補者に係る公職の種類		衆議院議員	
報告年月日		30.05.31	
1 収入総額		32,579,010	
前年繰越額		649,757	
本年収入額		31,929,253	
2 支出総額		27,111,697	
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(384人)		349,250
寄附		4,050,000	
個人分		350,000	
団体分		1,100,000	
政治団体分		2,600,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入		530,000	
福岡県第二選挙区支部 講演会		530,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		27,000,000	
自由民主党本部		27,000,000	
その他の収入		3	
一件十万円未満のもの		3	
4 支出の内訳			
経常経費		11,258,132	

人件費	8,795,018	
光熱水費	185,780	
備品・消耗品費	501,091	
事務所費	1,776,243	
政治活動費	15,853,565	
組織活動費	5,199,092	
選挙関係費	5,000,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,712,473	
宣伝事業費	4,351,148	
その他の事業費	361,325	
調査研究費	702,000	
寄附・交付金	240,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
原 好信	300,000	福岡市中央区
年間五万円以下のもの	50,000	
〔団体分〕		
福岡総合技術コンサルタント(株)	100,000	福岡市博多区
全旅連九州沖縄ブロック有志の会	300,000	福岡市中央区
(学) 時習学園	100,000	福岡市南区
福岡県病院医療問題懇談会	300,000	福岡市南区
山田宏事務所	200,000	東京都千代田区
年間五万円以下のもの	100,000	
〔政治団体分〕		
税理士による鬼木誠後援会	500,000	福岡市博多区
全国旅館政治連盟	200,000	東京都千代田区
日本医師連盟	500,000	東京都文京区
全国石油政治連盟福岡県支部連合会	300,000	福岡市博多区
日本不動産鑑定士政治連盟	100,000	東京都港区
全国LPガス政治連盟	500,000	東京都港区
T K C全国政経研究会	100,000	福岡市中央区
T K C九州政経研究会	100,000	福岡市中央区
旅館ホテル政経懇話会	100,000	東京都千代田区
年間五万円以下のもの	200,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、いなとみ修二後援会の項を次のとおり改める。

3 いなとみ修二後援会			
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号		
公職の候補者の氏名	福富 修二		
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員		
資金管理団体の届出をした者の氏名	福富 修二		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院2区		
報告年月日	30.02.02		
1 収入総額	22,249,130		
前年繰越額	16,203,779		
本年収入額	6,045,351		
2 支出総額	5,487,787		
3 本年収入の内訳			
寄附	5,780,280		
個人分	5,470,280		
政治団体分	310,000		
その他の収入	265,071		
机いすレンタル料の一部として	112,800		
電話代日割り分として	136,140		
一件十万円未満のもの	16,131		
4 支出の内訳			
経常経費	3,460,276		
人件費	1,514,200		
光熱水費	25,643		
備品・消耗品費	837,878		
事務所費	1,082,555		
政治活動費	2,027,511		
組織活動費	1,336,115		
機関紙誌の発行その他の事業費	435,696		
宣伝事業費	435,696		
寄附・交付金	224,000		
その他の経費	31,700		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
仲達 ミサ子	120,000	行橋市	
上加世田 和文	180,000	福岡市中央区	
田中 彰	110,000	福岡市早良区	
陣内 良己	120,000	福岡市中央区	
太田 美保	120,000	福岡市早良区	
井手 千鶴子	60,000	小郡市	
松山 廣子	60,000	福岡市早良区	
高津 英子	60,000	福岡市南区	
高田 輝子	60,000	久留米市	
三倉 圭子	180,000	福岡市南区	
川瀬 輝彦	100,000	福岡市中央区	
瀧池 廣澄	1,500,000	福岡市東区	
瀧池 直邦	1,500,000	福岡市東区	
原野 保之	600,000	福岡市城南区	
川野 照枝	65,000	福岡市南区	

年間五万円以下のもの	635,280	
〔政治団体分〕		
次世代政策研究会	280,000	東京都国分寺市
年間五万円以下のもの	30,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、井上貴博後援会の項を次のとおり改める。

4 井上貴博後援会			
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号		
公職の候補者の氏名	井上 貴博		
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員		
資金管理団体の届出をした者の氏名	井上 貴博		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院1区		
報告年月日	30.05.31		
1 収入総額	21,119,950		
前年繰越額	2,169,938		
本年収入額	18,950,012		
2 支出総額	19,200,313		
3 本年収入の内訳			
寄附	6,000,000		
政治団体分	6,000,000		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	12,350,000		
井上貴博政経文化セミナー 平成29年11月26日	12,350,000		
その他の収入	600,012		
事務機器等の無償提供	300,000		
事務機器等の無償提供	300,000		
一件十万円未満のもの	12		
4 支出の内訳			
経常経費	6,048,710		
人件費	458,840		
光熱水費	145,021		
備品・消耗品費	1,008,085		
事務所費	4,436,764		
政治活動費	13,151,603		
組織活動費	5,455,475		
機関紙誌の発行その他の事業費	1,119,264		
政治資金パーティー開催事業費	1,119,264		
寄附・交付金	6,576,864		
5 寄附の内訳			
〔政治団体分〕			
自由民主党福岡県第一選挙区支部	6,000,000	福岡市博多区	
6 特定パーティーの概要			
井上貴博政経文化セミナー	12,350,000	1,010人	福岡市中央区

平成29年分収支報告書の要旨中、鬼木誠後援会の項を次のとおり改める。

6 鬼木誠後援会			
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号		
公職の候補者の氏名	鬼木 誠		
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員		
資金管理団体の届出をした者の氏名	鬼木 誠		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員		
報告年月日	30.05.31		
1 収入総額	49,100,418		
前年繰越額	7,142,090		
本年収入額	41,958,338		
2 支出総額	42,476,749		
3 本年収入の内訳			
寄附	8,782,304		
個人分	2,672,304		
政治団体分	6,110,000		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	33,176,000		
第12回おにぎ誠政経フォーラム	6,190,000		
おにぎ誠政経フォーラム in 東京春	7,260,000		
第13回おにぎ誠政経フォーラム	10,940,000		
おにぎ誠を励ます会	4,480,000		
2017おにぎ誠パワートランセセミナー	3,520,000		
すずらん会(女性の会)	339,000		
おにぎどん杯	447,000		
その他の収入	34		
一件十万円未満のもの	34		
4 支出の内訳			
経常経費	15,885,985		
人件費	8,927,415		
光熱水費	185,787		
備品・消耗品費	3,220,909		
事務所費	3,551,874		
政治活動費	26,590,764		
組織活動費	7,986,578		
機関紙誌の発行その他の事業費	17,327,780		
宣伝事業費	8,658,450		
政治資金パーティー開催事業費	7,106,588		
その他の事業費	1,562,742		
調査研究費	68,406		
寄附・交付金	1,208,000		

5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
安部 紘八郎正俊	60,000	古賀市
鬼木 彬	1,000,000	福岡市中央区
小池 佑二	500,000	福岡市中央区
徳永 良明	70,000	福岡市南区
山部 真一	120,000	福岡市中央区
鬼木 誠	500,000	福岡市中央区
年間五万円以下のもの	422,304	
〔政治団体分〕		
近未来政治研究会	4,000,000	東京都千代田区
福岡市医師連盟	1,000,000	福岡市早良区
日本医師連盟	1,000,000	東京都文京区
日本医療法人連盟	100,000	東京都千代田区
年間五万円以下のもの	10,000	
6 特定パーティーの概要		
第13回おにき誠政経フォーラム	10,940,000	

平成29年分収支報告書の要旨中、こくぶ徳彦後援会の項を次のとおり改める。

182 こくぶ徳彦後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	国分 徳彦	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定市議福岡	
報告年月日	30.02.05	
1 収入総額	25,522,889	
前年繰越額	7,413,659	
本年収入額	18,109,230	
2 支出総額	19,842,692	
3 本年収入の内訳	(166人)	1,389,230
個人の党費・会費	16,720,000	
寄附	16,470,000	
個人分		
政治団体分	250,000	
4 支出の内訳		
経常経費	11,248,035	
人件費	6,764,628	
光熱水費	245,083	
備品・消耗品費	2,671,159	
事務所費	1,567,165	
政治活動費	8,594,657	
組織活動費	3,691,274	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,755,771	
機関紙誌の発行事業費	125,659	
その他の事業費	2,630,112	
調査研究費	24,276	
その他の経費	2,123,336	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
秋好 正成	240,000	筑紫郡那珂川町
新井 真一	240,000	福岡市東区
新木 猛	240,000	福岡市博多区
井川 英治	240,000	福岡市中央区
井川 信治	240,000	福岡市中央区
井川 陽介	240,000	福岡市中央区
石橋 康政	240,000	福岡市西区
岩堀 博隆	240,000	福岡市南区
牛尾 静雄	240,000	福岡市早良区
浦谷 申一	160,000	福岡市南区
古部 敏久	260,000	福岡市南区
鹿川 昇	240,000	福岡市南区
大島 直也	240,000	福岡市南区
太田 和人	240,000	福岡市博多区
大橋 優	240,000	福岡市博多区
岡本 弘明	240,000	佐賀県鳥栖市
岡本 勉	240,000	福岡市南区
忍田 勉	240,000	福岡市中央区
小田切 勇	240,000	福岡市城南区
恩地 幸一	240,000	長崎県長崎市
笠井 晃好	240,000	福岡市南区
金子 毅	240,000	福岡市城南区
城戸 章代	240,000	福岡市中央区
木上 正利	240,000	福岡市南区
園松 良一	240,000	福岡市博多区
倉重 一男	480,000	糟屋郡久山町
黒木 哲史	240,000	春日市
黒木 義彦	240,000	福岡市博多区
古賀 佐三	240,000	福岡市中央区
國府 昭一	240,000	福岡市博多区
後藤 元生	180,000	福岡市城南区
坂井 勇胤	240,000	福岡市博多区
重岡 昌伸	240,000	福岡市城南区
篠原 賢次	240,000	春日市
庄司 哲也	240,000	福岡市中央区
新内 一秋	240,000	福岡市中央区
菅原 正道	240,000	福岡市南区
鈴木 晃平	240,000	福岡市南区
鈴木 満男	240,000	福岡市東区
兼花 源之	240,000	福岡市中央区

苑田 信秋	240,000	福岡市南区
園田 大輔	240,000	福岡市南区
平 典明	240,000	福岡市南区
高木 誠二	240,000	福岡市南区
高瀬 義晴	240,000	福岡市早良区
鷹野 耕治	240,000	福岡市南区
高山 久徳	240,000	福岡市南区
田中 彰洋	240,000	福岡市南区
藤 光喜	240,000	福津市
中尾 栄二	240,000	福岡市博多区
中牟田 修二	240,000	糟屋郡志免町
林 彰	240,000	福岡市早良区
原 啓介	240,000	福岡市南区
原 雅彦	240,000	福岡市南区
東野 光徳	240,000	福岡市南区
福澤 一博	240,000	春日市
福田 庸之助	240,000	福岡市早良区
藤瀬 浩幸	240,000	福岡市中央区
藤田 義隆	240,000	福岡市中央区
藤原 克子	100,000	福岡市南区
藤原 寛	100,000	福岡市南区
松井 寛久治	240,000	福岡市博多区
松山 孝義	240,000	福岡市中央区
毛利 成希	300,000	福岡市西区
森 陽一	120,000	春日市
八島 英孝	240,000	福岡市西区
柳 孝弘	160,000	福岡市南区
山岡 憲司	120,000	春日市
山本 慎一	240,000	福岡市中央区
山下 慎司	240,000	宗像市
横尾 博	240,000	大野城市
年間五万円以下のもの	90,000	
〔政治団体分〕		
自由民主党福岡県第五選挙区支部	200,000	筑紫野市
年間五万円以下のもの	50,000	
6 資産等の内訳		
〔動産〕		
自動車	4,789,312	29.08.18

平成29年分収支報告書の要旨中、筑豊電気鉄道交通政策研究会の項を次のとおり改める。

394 筑豊電気鉄道交通政策研究会		
報告年月日	30.03.16	
1 収入総額	100,460	
前年繰越額	38,460	
本年収入額	62,000	
2 支出総額	53,324	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(62人)	62,000
4 支出の内訳		
政治活動費	53,324	
組織活動費	41,000	
寄附・交付金	12,324	

平成29年分収支報告書の要旨中、八女政治経済同志会の項を次のとおり改める。

804 八女政治経済同志会		
報告年月日	30.03.30	
1 収入総額	13,113,389	
前年繰越額	8,184,312	
本年収入額	4,929,077	
2 支出総額	3,862,776	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(84人)	4,929,077
4 支出の内訳		
経常経費	141,491	
事務所費	141,491	
政治活動費	3,721,285	
組織活動費	923,240	
機関紙誌の発行その他の事業費	298,045	
その他の事業費	298,045	
寄附・交付金	2,500,000	

平成30年分収支報告書の要旨中、希望の党福岡県衆議院第2選挙区支部の項を次のとおり改める。

2 希望の党福岡県衆議院第2選挙区支部	法第十九条の七第一項第一号
国会議員関係政治団体の区分	福富 修二
公職の候補者の氏名	衆議院議員
公職の候補者に係る公職の種類	30.05.21
報告年月日	
1 収入総額	18,201,035
前年繰越額	15,013,447
本年収入額	3,187,588
2 支出総額	18,201,035
3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,000,000
希望の党	3,000,000
その他の収入	187,588
一件十万円未満のもの	187,588
4 支出の内訳	
経常経費	6,379,478
人件費	4,278,349
光熱水費	63,207
備品・消耗品費	755,937
事務所費	1,281,985
政治活動費	11,821,557
組織活動費	871,340
機関紙誌の発行その他の事業費	2,594,832
宣伝事業費	2,594,832
調査研究費	20,918
寄附・交付金	8,314,297
その他の経費	20,170